三条市学生まちなか居住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化及び若年層の転入促進を図るため、進学を契機に市外から転入し、中心市街地の活性化に協力する大学生等に対し、予算の範囲内において三条市学生まちなか居住促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、三条市補助金等交付規則(平成17年三条市規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 中心市街地にぎわい創出エリア 別図で定める地域をいう。
  - (2) 民間賃貸住宅 賃貸借契約により賃貸借される住宅(貸間を含む。)であって、 入居者の親族又は雇用主以外が所有するもの(三条市営住宅条例(平成17年三条 市条例第161号)第3条第1号に規定する市営住宅を除く。)をいう。
  - (3) 家賃 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約により定められた賃貸料をいう。
  - (4) まちなかプロモーション活動 中心市街地の活性化を目的に、市長が別に定める方法で行う広報活動をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛生専門学校(以下「大学等」という。)に在学する者であって、次の各号に掲げる補助金の区分に応じて、それぞれに定める要件に該当するものとする。
  - (1) 家賃補助 大学等への進学のため市外から転入し、本市に住民登録されている者であって、自己又は3親等以内の親族の名義で中心市街地にぎわい創出エリアに所在する民間賃貸住宅(以下「補助対象住宅」という。)を借り受け、居住するもの
  - (2) 活動費補助 前号の区分の補助金を受ける者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象期間に係る補助対象住宅の家賃についてこの要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金等の交付を受けた、 又は受ける者は、補助対象者としないものとする。

(補助対象経費等)

- 第4条 家賃補助の区分における補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」 という。)、補助対象期間及び補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助対象経費 補助対象期間に係る補助対象住宅の家賃
  - (2) 補助対象期間 交付申請の日の属する月から当該月の属する年度の3月まで (補助対象住宅に係る賃貸借契約の契約期間を上限とし、当該期間の初日が月の初 日でない場合及び当該期間の末日が月の末日でない場合は、当該日の属する月は補 助対象期間から除く。)

- (3) 補助金の額 補助対象経費の額(1月当たり20,000円を上限とする。)
- 2 活動費補助の区分における補助対象期間及び補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助対象期間 家賃補助の区分の補助金を受ける補助対象期間
  - (2) 補助金の額 1月当たり3,000円

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する日までに、三条市学生まちなか居住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に補助対象住宅に係る賃貸借契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を申請できる回数の上限は、次に掲げる申請者の区分に応じ、当該各 号に定める回数とする。
  - (1) 三条市立大学に在学する者 4回
  - (2) 三条看護・医療・歯科衛生専門学校に在学する者であって、看護学科又は歯科 衛生士学科に属するもの 3回
  - (3) 三条看護・医療・歯科衛生専門学校に在学する者であって、医療事務学科に属するもの 2回

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、三条市学生まちなか居住促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助学生」という。) は、申請内容に変更が生じたときは、三条市学生まちなか居住促進事業補助金変更報 告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の報告により補助金の額を変更するときは、補助学生にその旨を通知 するものとする。

(まちなかプロモーション活動)

第8条 補助学生は、補助対象期間において毎月1回以上まちなかプロモーション活動 を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 補助学生は、前期(4月から9月までをいう。以下同じ。)及び後期(10月から翌年3月までをいう。以下同じ。)の期間ごとに、それぞれ市長が指定する日までに、三条市学生まちなか居住促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に補助対象経費に係る支払が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

- 第10条 市長は、前条の規定により前期の期間に係る報告書兼請求書の提出があった ときは、その内容を審査の上、当該期間に係る補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により後期の期間に係る報告書兼請求書の提出があったときは、 その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助学生に通知するとともに、当該期間 に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

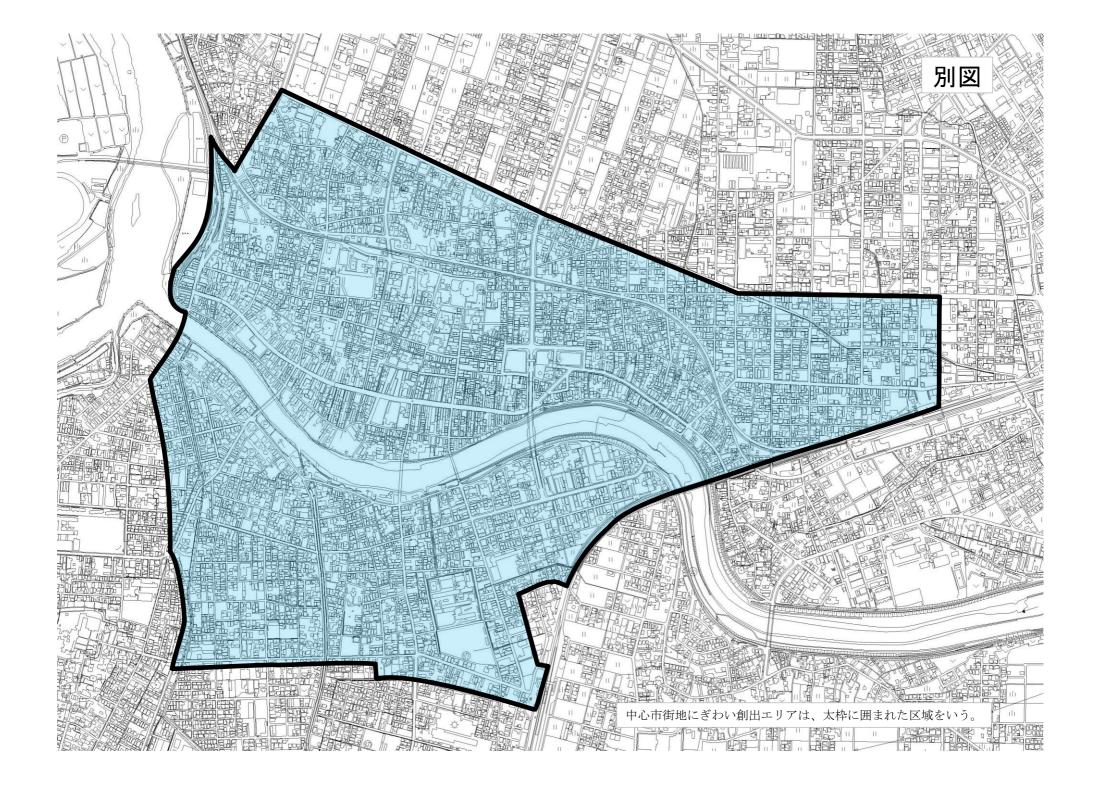
- 第11条 市長は、補助学生が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助対象期間中に大学等を退学したとき。
  - (3) 補助対象期間中に市外へ転出したとき。
  - (4) まちなかプロモーション活動の実施を怠ったとき。(災害その他の事情により 市長が認める場合を除く。)
  - (5) まちなかプロモーション活動がその目的に反し、不適切な実施がなされた場合であって市長が認めたとき。
- 2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還 を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



年 月 日

(宛先) 三条市長

申請者 住所 氏名 電話 ( )

# 三条市学生まちなか居住促進事業補助金交付申請書

三条市学生まちなか居住促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付の要件である住民登録の状況及び大学等の在籍状況について、市が公簿で確認し、又は大学等に照会することに同意します。

記

- 1 申請する補助金の区分 家賃補助及び活動費補助
- 2 補助対象期間 年 月から 年 月まで
- 3 交付申請額 円 (家賃補助及び活動費補助の合計額)

#### 添付資料

- (1) 補助対象住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

三条市長

#### 三条市学生まちなか居住促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました三条市学生まちなか居住促進事業補助金について、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

円 (家賃補助及び活動費補助の合計額)

2 その他

次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の返還をしてもらうことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象期間中に大学等を退学したとき。
- (3) 補助対象期間中に市外へ転出したとき。
- (4) まちなかプロモーション活動の実施を怠ったとき。(災害その他の事情により 市長が認める場合を除く。)
- (5) まちなかプロモーション活動がその目的に反し、不適切な実施がなされた場合であって市長が認めたとき。

(宛先) 三条市長

住所氏名

## 三条市学生まちなか居住促進事業補助金変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました、三条市学生 まちなか居住促進事業補助金について、次のとおり申請内容に変更が生じましたので報 告いたします。

記

変更内容	宮の区分 (該当する	る区分に☑)				
口大	助対象住宅に係る 学等の在籍状況に の他		の変更を	含む。)		
本田山2	₩					
変更内容	<u>}</u>					
補助金を	 ご付申請額の変更の	 ○有無(該当	 iする区分			
	を付申請額の変更 <i>0</i> 更あり	)有無(該当	iする区分	}に <b>☑</b> ) 変更なし		
□変			iする区分 口			
□変	更あり	)				
(変更	更あり 後の補助対象期間	)				
(変更	更あり 後の補助対象期間 年 月から 後の交付申請額)	)				

(宛先) 三条市長

住所 氏名

### 三条市学生まちなか居住促進事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました、三条市学生まちなか居住促進事業補助金について、次のとおり(前期・後期)の期間における実績を報告します。

また、当該期間に係る補助金の交付を請求します。

記

- 1 まちなかプロモーション活動の実績 裏面のとおり
- 2 請求金額 円
- 3 補助金の振込先(該当する区分に∠)
  - □ 前回と同じ振込先
  - □ 新規振込先

Ξ.	717 1 7 9 G 3/2 C 7 G											
	金融機関名					支店	名	7	낞店•	(		)支店
	金融機関コード					支店:	コード					
	預金種別	普通	・当座	口座	番号							
	ゆうちょ	記 号			番号							
	銀行	1			0							
	フリガナ	•	·				•					
	口座名義											

#### 添付資料

- (1) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

# まちなかプロモーション活動の実績

広報媒体のア	カウン	<b>'</b>							
□ 前回と同じ	アカウ	ソント							
□ 新規アカウ	ソント								
	広執	<b>B媒体</b>			ア	カウント			
Instagram									
Twitter									
Facebook									
その他(	)	)							
			<b>,</b>						
2 活動内容(補	助対象	期間に	こおいて毎月1回り	以上の活動	が必	要です。)			
年月	月		活動内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		広報媒体			
						Instagram			
<b>F</b>	п	<b></b>				Twitter			
年 月 日						☐ Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
<b>F</b>	н					Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
						Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
<b>F</b>	н					Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
h:	_	н				Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
F		Н				Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
	П					Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		
						Instagram			
<b>-</b>	п	<b>⊢</b>				Twitter			
年	月	日				Facebook			
						その他(	)		